

令和 7 年度



令和 7 年 1 月
千代田区教育委員会

教育活動支援講師 (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	教育活動支援講師
職務内容	(1)教科担任・少人数・チームティーチングによる教科指導 (2)校務分掌等
必要な資格等	担当する教科の教員免許状を有する方(令和7年3月31日までに免許を取得する見込みの者を含む) ※有効な教員免許を所持していない場合は応募資格を有しません。
任用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの期間内で別に決定する期間 ※令和8年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	若干名

注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	【報酬額】 時間額 2, 983 円（令和7年2月1日現在） ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいません。 ・勤務実績に応じて給与を支払います。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。 ・法令等の基準を満たす場合は期末・勤勉手当の支給があります。 【費用弁償】 このほか条例等の定めるところにより、期末手当及び費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。
勤務場所	千代田区立小学校・中学校・中等教育学校 ※組織改正等により変更がある場合があります。 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務時間	週当たり上限28時間
休暇等	任期と任用年数に応じた年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇（週当たりの所定勤務時間によっては付与されない場合もあります）、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律による休日、年末年始等 ※学校によっては土曜授業実施の可能性があります。 ※学校行事等に応じて変動する場合があります。
保 険	週当たりの所定勤務時間が 20 時間以上の場合には、法律の定めるところにより公立学校共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。

3 申込み手続き

(1) 申込方法

所定の受験申込書に必要事項を記入の上、選考シート（論文）および所有する教員免許状（更新講習修了確認証を含む）のコピーと併せて下記のとおり郵送又は千代田区役所4階指導課の窓口提出してください。

(2) 申込期間

方法	注意事項
郵送	A4判が入る大きさ(角形2号)の封筒に入れ、表に赤字で「教育活動支援講師採用選考申込」と明記し、<u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	受付時間は、8:30～17:00です。 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受け付けていません。

(3) 郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区役所 子ども部指導課管理係(区役所4階)

電話 03-5211-4285(直通)

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

一次選考 (名簿登載選考)	選考方法	書類審査
	結果通知	申込書類を受理してから2週間以内に郵送にて通知
二次選考通知 (最終選考)	選考方法	面接選考
	実施日	個別にご連絡いたします。
	面接会場	配属予定校

※一次選考合格者は「教育活動支援講師採用候補者名簿」に登載されます。

採用候補者の希望校等を考慮し、欠員状況に応じて配属予定校にて二次選考(面接選考)を行い、その結果に基づいて内定を出します。

※名簿登載期間は令和8年3月31日までとします。

※なお、名簿登載されても必ず採用されるとは限りませんので、御承知おきください。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

(参考)地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。